

「振り込め詐欺被害者救済法」に基づく分配金支払請求手続きのご案内

振り込め詐欺等の犯罪被害にあわれた方で、お振込先口座が当村上信用金庫である場合、「申請書」「本人確認資料」「振込みの事実を確認できる資料」を当金庫窓口にご持参いただくか、または下記窓口までご郵送いただきますようお願い申し上げます。

◆ 分配金支払請求手続きご郵送先

住 所： 〒958-8601 新潟県村上市小町2番15号
村上信用金庫お客さま相談室
(振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口)
ご照会先電話番号： 0254-53-5583
受付時間： 月曜日～金曜日 9:00～17:00
(当金庫の休業日を除く。)

◆ ご用意いただく書類

① 「被害回復分配金支払申請書」(*)

「被害回復分配金支払申請書」に住所・氏名・生年月日・被害の内容・被害額と分配金の支払いがある場合のお受取口座等、必要な箇所をご記入のうえ、ご捺印ください。

(*)「被害回復分配金支払申請書」は、村上信用金庫ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。または「振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」までご請求ください。

② 本人確認資料(*)

○運転免許証 ○パスポート ○各種健康保険の被保険者証
○老人保健医療受給者証 ○各種年金手帳 ○住民基本台帳カード(写真付)
○住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書 ○外国人登録証明書
○官公庁から発行、または発給された書類(氏名、住所および生年月日が記載されているもの)

上記本人確認資料のうち、いずれかの原本または写しをご提出ください。

(*) 氏名、住所および生年月日が記載されているものに限り、

申請書に記載された現在のご住所が記載された資料をご提出ください。

官公庁から発行された書類は、申請日前6ヶ月以内のもの、または申請日において有効なものに限り、

③ 振込みの事実を確認できる資料(*)

被害にあわれたお振込みの領収書(明細書)の写し

(*) 領収書等の写しをお持ちでない場合は、「振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」までご照会ください。

【注意事項】

①分配金支払請求受付後、申請書にご記入いただいたご住所に、ご連絡事項等のご案内を配達記録にてご郵送させていただきますので、必ずお受け取りください。

②ご提出いただきました申請書の記載内容等について、ご確認させていただく場合

がございますので、あらかじめご了承ください。

- ③ご提出いただきました申請書の記載内容に変更等があった場合は、「振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口(フリーダイヤル)」までお申出ください。
- ④ 分配金支払請求のお申出いただいた場合でも、被害金の支払対象とならない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以上